

司法書士の権限拡大による倫理と自治処分権限

A Study of Judicial Scrivener from View of Ethics

佐々木 隆大

桐蔭横浜大学法学研究科研究生

(2010 年 9 月 15 日 受理)

要旨

司法書士倫理違反は懲戒処分事由になりえるため、司法書士倫理と懲戒処分制度は密接に関連している。日々、複雑化する社会の中において司法書士は国民の信頼を得て『簡易裁判所代理権』等の権限が拡大し将来の司法書士制度において、さらに国民の期待に応えるべく権限が拡大・縮小する可能性がある現在、再度司法書士の責任と使命を認識する契機として、現在の懲戒処分の実情・懲戒処分制度を考察し、自治権拡張の必要性について特異な解釈をしたい。

目次

- 1、権限拡大
- 2、倫理制定
- 3、その後の権限拡大と倫理の改正
- 4、懲戒処分の増加に伴う懲戒処分権者の動き
- 5、懲戒処分増化の背景
- 6、懲戒処分審査機関の必要性
- 7、団体自治の必要性
- 8、国の視点による団体自治
- 9、団体自治における自治統制機能としての自主的懲戒権
- 10、現在の懲戒処分手続き
- 11、自主的懲戒処分手続の提案
- 12、終わりに

1、権限拡大

司法書士に簡易裁判所の代理権が付与されるという、平成 15 年 4 月改正司法書士法が施行され、同年 7 月 28 日には、全国各地で簡裁訴訟関係代理業務を行える司法書士が誕生した。

《改正の理由》

司法書士に簡易裁判所の代理権が付与された実質的理由は以下の通りである。

平成 14 年改正法による改正前は、業務として簡易裁判所の訴訟代理人になることができるのは、弁護士に限られていた。しかし、平成 12 年の簡易裁判所における民事第一審通常訴訟既済事件のうち、弁護士が少なくとも一方の当事者の訴訟代理人として関与した

事件は、約 10% (301,185 件中 31,281) であり、双方の当事者の訴訟代理人として関与した事件は、全体の約 1.3% (31,281 件中 4,034 件、弁護士関与事件の約 12.9%) にすぎなかった（最高裁判所事務局編「司法統計年報 1 民事行政編」（平成 12 年））。

しかも、弁護士は、平成 13 年 4 月において、簡易裁判所の所在地の約 65% に存在していないなかった（日本司法書士連合会調査）。この事情は、簡易裁判所の扱う事件の特色によるが、当時、弁護士人口が諸外国に比べ少ないといわれていた我が国の事情を併せ考慮すると、簡易裁判所において、弁護士による国民の権利保護が十分に図られていない実情にあったといえる。^(注1)

2、倫理制定^(注2)

《倫理の必要性》

司法書士法の改正前は、裁判所提出書面の作成業務という面から民事訴訟等の手続に関与してきたが、司法書士法改正後は、先程述べたように、裁判所法 33 条 1 項 1 号の額（140 万円）を超えない範囲内において、簡易裁判所における民事訴訟手続等を代理する事ができるとともに、裁判所法 33 条 1 項 1 号の額を超えない民事に関する紛争についても、代理人として相手方と直接に交渉し裁判外の和解を成立させることも可能になった。この改正を受けて、司法書士は自らの負担と責任で倫理規定を制定し、司法書士倫理規範を尊守しながら、依頼者の権利実現の為に事案に即した的確な判断を行う業務ができる事、さらに社会に幅広く貢献する事が強く求められる事となった。

また、簡易裁判所での民事代理権取得により、司法書士の職務のありようにつき、従来の職務のあり方とは異なる厳しさが加重される事になり、その結果、従来のままの受任姿勢では、その受任の動機付けとは関係なしに、当事者に対する忠実義務違反等が問われる事態が生ずることとなった。

一方で、全国各地で異なった倫理規範を制定し、これを実践するとなると、利用者である国民の目からは司法書士の根本理念について、あるいは、その業務のありようが異なってしまい、かえって不信感をもたらす可能性がある。

制定された倫理規範に違反する司法書士に関する苦情の申し立ては全ての国民に認められたものであるが、この苦情申し立て制度を機能させるためには、全国一律のものとして、全国会員の理解と支持を受ける事ができるものである必要もあった。（平成 15 年 6 月 20 日の日本司法書士連合会定時総会にて承認・制定）

《倫理の効力》

「司法書士倫理」について、倫理の各規定に違反することが懲戒事由となるかどうかであるが、「司法書士倫理」が制定された日司連第 64 回定時総会での提案理由では、「本倫理は、個々の司法書士の内的な強制力がその支えであり、法のように外からの強制力を働くべきでない。しかし、司法書士の自治・自律の観点から会長指導の判断基準となることもあり得る。もちろん、法と本倫理に共通する事項については懲戒処分の対象となることは言うまでもない。」と述べられており、この説明によれば倫理に違反しても即懲戒処分の対象となり得るものではないということになる。その違反の程度が重大であり、品位保持義務に違反するものと判断される限りにおいて、倫理違反も懲戒処分の対象になると解せられる。

3、その後の権限拡大と倫理の改正^(注3)

平成 14 年の司法書士法の改正により、簡裁訴訟代理関係業務に関する規定が司法書士法に設けられたが、その後、数々の法律改正や新たな制度が創設されているので、その概要を確認しておくこととした。

まず、平成 16 年に「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」

(平成 16 年法律第 152 号) が成立し、少額訴訟に係る債務名義により簡易裁判所において債権執行を行うことができる少額訴訟債権執行の制度が導入された。これに伴い、司法書士法が改正され、少額訴訟債権執行の手続であって請求の価格が裁判所法 33 条 1 項 1 号に定める額を超えないものについて代理することができる権限が司法書士に付与された。

次いで、平成 17 年に「不動産登記法等の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 29 号) が成立し、筆界特定制度が創設されたことに伴い、司法書士法 3 条 1 項 4 号が改正され、司法書士が、一定範囲の筆界特定の手続について、相談に応じ又は代理することができるようになった (司法書士法 3 条 1 項 8 号)。

また、この法律により「今後の司法制度改革の推進について」(司法制度改革推進本部 平成 16 年 11 月 26 日) と題する決定に基づいて、司法書士は請求額が簡易裁判所の事物管轄の上限を超えない民事紛争につき、仲裁事件の手続について代理することができるよう、司法書士法 3 条 1 項 7 号が改正された。

さらに、同法律により依頼者の便宜等を考慮して、司法書士が自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に対する上訴の提起の代理をすることができるよう、司法書士法 3 条 1 項 6 号の規定が改正された。

以上、平成 14 年以後の司法書士法の改正状況を確認したが、司法書士法 3 条 1 項 7 号の「裁判外和解の代理権」、「相談」については、特に直接の改正はされていない。しかし、7 号の「裁判外和解の代理権」、「相談」が、簡易裁判所における民事手続を代理する権限 (6 号の代理権) に付随する権限として認められたものであることから、少額訴訟債権執行や上訴権の付与に伴い 7 号の「裁判外和解の代理権」、「相談」の範囲も拡大されたことになる。

当然ながら、平成 15 年 6 月 20 日の日本司法書士連合会定時総会にて承認、制定された司法書士倫理はこれらの業務を予定していな

かったので、手当をする必要性が生じ、また、不備が指摘された規定の修正や明確化とともに、司法書士法改正に伴う字句の修正も必要であった。

さらに、制定当時司法書士法人が存在していないなかったが、現在は司法書士法人が多数存在し活動している事を考えると、司法書士法人に関する規定の整備も不可欠であった。

同様に、司法書士共同事務所についても現実に活動している以上、その特性に応じた倫理を規定する必要があり、司法書士倫理が改正された。

(平成 20 年 6 月 19 日 20 日の日本司法書士連合会定時総会にて承認)

4、懲戒処分の増加に伴う懲戒処分権者の動き^(注4)

司法書士に対する懲戒事由は、司法書士法又は司法書士法施行令若しくは司法書士法施行規則、司法書士会及び日本司法書士連合会会則に違反したことなどであるが、いかなる義務違反行為に対し、どのような処分をなすのが適当なのか考えなければならないが、従来の懲戒処分を見る限りではその基準が必ずしも明確ではなかった。

	懲戒処分件数	注意勧告件数
平成15年	9	13
平成16年	12	29
平成17年	38	33
平成18年	35	38
平成19年	63	37

(上記の数字は、「日司連業務及び財務等の情報公開に関する規則」に則って「月報司法書士」に掲載されたものによる。ただし、平成 15 年度については、「月報司法書士」に掲載されたのが平成 16 年 3 月号からなので、実際の処分数の数字よりは低いものと思われる。)

さらに、近年の司法書士に対する懲戒処分

の増加に伴い、平成19年5月17日に法務大臣から司法書士法47条又は48条の規定に基づく司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分に関する訓令が発せられた（施行日・平成19年7月1日）。

この訓令第4条3項によると、

1	公文書偽造又は私文書偽造
2	名義貸し又は他人による業務の取り扱い
3	職務上請求用紙の不正使用等
4	業務停止期間中の業務行為
5	登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反

上記の表以外の違反行為においては、当該違反行為の態様その他すべての事情を勘案し懲戒処分を行わないことが相当であると認められるときは、懲戒処分を行わないことができる規定されている。

つまり、文理解釈上では、上記の表の違反行為について厳しく処分されることになる。これは、司法書士に対する社会の【期待】がさらに高まり、10年前なら全く問題にならなかつたようなことが懲戒処分の対象となりえることになる。

例えば、【抹消登記の権利者の本人確認】であるが、長らくそのやり方で業務をおこなってきた司法書士からすると、意識の切り替えが必要である。

司法書士等の懲戒処分の基準が法務省から法務省訓令として発せられたのは、司法書士100有余年の歴史の中ではじめての事であり、司法書士は懲戒処分事例の増加、国民の厳しい監視の目があり、その透明性が強く求められている事を強く認識しなければならない。

5、懲戒処分増化の背景^(注5)

《責任加重》

近時、専門家の責任が問われる場面が非常に広くなっている。医療関係者や監査法人に限らず、他にも、法律家、行政・司法関

係者、金融・会計担当者など、それぞれの専門分野において高度の専門的知識や技能を必要とする業務を担う専門家の社会的責任が問われるようになってきている。

例えば、専門業務分野に関して専門家に依頼した委任事務処理の過誤等に基づく損害発生への民事責任追求ばかりではなく、専門家のるべき役割を果たしていないとの責任を追求されるケースがでてきている。これは、結果責任ではなく、業務の遂行過程上さらには、業務完了後の行為責任が問われている。この責任は、実定法上の義務違反でもなく、倫理規定にも必ずしも違反しているとはいえない場合にも依頼者の反感や社会的な批判に根差していると見受けられる事態が生じている。この背景にあるものは、市民はこれらの専門分野を分担する専門家に一定の信頼を置き業務を委ねて、日常の社会経済活動をしており、その信頼の裏付けとして法律や職業慣行を通じて専門家は、一定の社会公益的な行動を担うという役割を期待されている事による。

また、懲戒処分増化の背景には、懲戒事由が、司法書士の権限拡大による業務の拡大によるものとも考えられる。

また、懲戒処分増化は、懲戒対象となった非違行為の増加とイコールではない。なぜなら、非違行為に除斥期間がないことにより10年以上前の非違行為について「永遠に」懲戒対象になるのであり、通常、懲戒処分の対象となった「非違行為」の年月日と処分年月日の隔たりがあるからである。

6、懲戒処分審査機関の必要性^(注6)

先程も述べたように、近時、専門家の責任が、与えられた社会的役割を逸脱した場合に問われるようになったが、各司法書士の責任指針である倫理規定は各司法書士に任せただけでよいのだろうか。

各司法書士が責任を問われる段階に至った時に初めて自覚するのでは、以後の国民の権

利保全は図られても、責任が問われる事件についての被害者である国民の権利保全は図られない可能性があるが、そのような事態を避けるべく処置をすべきである。

また、各司法書士においても業務において照会できる機関が設置されていれば、国民の権利保全においてスピードが要求される依頼の場合等において、新人司法書士を初め、司法書士全体として有益である。そのため、各業務における倫理作成権限を持った懲戒処分審査機関が必要である。

7、団体自治の必要性^(注7)

《複雑化する社会》

先程も述べたように、近時、専門家に対する責任については、多くの問題が取り上げられるようになったが、同じように司法書士に関する職務上の責任が年々加重される傾向にある。専門機能は、人の生命・身体・財産という公共の福祉に従事する事を前提として業務の独占が許されているのであるから、通常の商店・会社などと比べれば社会に対して負うべき責任（専門家責任）が格段に重いのは当然といえる。

また専門家に与えられた責任に比例して、当該専門家に対して国民が要求する倫理観も高くなるのも当然といえる。そこで、司法書士としてあるべき倫理も通常の商店・会社などと比べればいっそう厳格でなければならぬことから、司法書士会では「司法書士倫理規定」を策定して倫理に関する研修を義務づけ、倫理観の高揚を図り対応しているのである。しかし、倫理観は各人の自覚が基本となる事から、単に研修の強化によって全てがカバーできるものではなく、どうしても倫理観に欠ける行動を取る者が出てくる。

そこで、倫理観が欠如した者への対応（言い方を変えれば「職業倫理を高めるための方策」）であるが、これは違反者への対応に共通する。日本司法書士連合会は、登録会員に対し、登録を取り消す権限、あるいは登録の

申請を拒否する権限を有している為、この権限を的確に行使して、司法書士としての業務上の非違行為を行った司法書士の再登録申請について、法律要件を形式的に満たしても、反復される可能性が高いと判断される者の登録申請を拒否している。これは監督権限の一種であるが、司法書士の懲戒処分が増加している今日の現状を考えると、国民が面と向かって相談・依頼を行う司法書士つまり資格者団体自身が、国民に対して負っている責任を自ら戒めていることを国民に表明し、理解を得る責務を遂行するため、資格者団体に懲戒処分権限を与えるという監督権限の拡大が必要である。

8、国の視点による団体自治

国が司法書士に与えた任務（国民の財産権の保護）を十全に行わせるには、司法書士に対する徹底した指導と連絡が必要であるところ、国が直接これを行う事は出来ないし、法務局又は地方法務局長に監督権限があるわけでもないため、司法書士会の設立を強制し、単位会を通じて会員の指導と連絡に服せしめるべく強制入会制を採用し、いかにも司法書士会の自律的・自主的な規制に任せているようにも聞こえる。事実、司法書士会においてはその事業活動内容を総会において自主的に決定しその決定に基づき、執行部が具体的な事業を遂行し、その事業資金もすべて会員の拠出する会費でまかなっている。まさに自らの意思と負担と責任で活動している。

しかし、国民の権利保全のための公共の利益のために行う、独立したプロフェッショナルな専門家集団として国家が承認して結成されている団体である以上、その団体の会員に対する綱紀の規律保持権限は、その団体が有するのは当然であるが、現行法上、司法書士会に自主・自律権限は認められていない。

「自治統制機能が発揮されるよう、懲戒処分権を資格者団体に認めるべきである。」という意見・要望に対して、法務省民事局第三

課は「司法書士・土地家屋調査士に対する指導は、司法書士会、土地家屋調査士会がそれぞれ行うこととして、資格者団体の自治権を尊重しているものの、一定の監督権限は、行政機関に置く必要があるので、懲戒処分権を司法書士会、土地家屋調査士会に認めることは適切ではないと考える。

なお、司法書士会、土地家屋調査士会は、会員が法令等に違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対し注意勧告を行うことができることとされているので、懲戒処分に至るおそれがあると認められる会員に対する資格者団体による自治統制機能は、法的に担保されている。」(法務省ホームページ・規制緩和推進3カ年計画の改定作業状況（中間公表）)と説明している。^(注8)

(1) 《注意勧告とはいかなるものか。》^(注9)

注意勧告制度は、「司法書士会の自主性を強化し、司法書士の品位保持に資しようとするもので、昭和53年の法改正において新設された規定」であり、懲戒を目的とするものではなく、「会員に対する指導方法の1つ」として位置づけられている。

注意勧告の事由は、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあるとみとめられるとき」である。

つまり、懲戒処分を受ける「おそれ」があると認められるときということであり、司法書士会が所属会員の違反行為を未然に防止するための指導として機能することが求められ新設された。

法令違反などに対して事後的に後追いのかたちで責任をとらせることも重要であるが、事前に、その「おそれ」が明白ならば、それを防止できる方が、被害を受けることになる者にとっては、被害を受けずに済むことになるからである。

(2) 《注意勧告の作用》^(注10)

司法書士会が注意勧告を行った時は、その旨を司法書士会の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。(規則41条)

他方、司法書士会には「所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思慮するとき」は、法務局長（地方法務局長）に対する報告義務が定められている（法60条）。すなわち、所属の会員が、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思慮するとき」に報告が義務付けられ、注意勧告を行った場合にも報告が義務付けられることになっている。(規則第41条) この、法60条の報告を受けた、法務局又は地方法務局長は、「必要があると認めるときは、法第47条又は第48条の規定による処分に関し、司法書士又は司法書士法人の保存する事件簿その他の関係資料若しくは執務状況を調査し、又は当該法務局若しくは地方法務局の職員にこれをさせることができる。」(司法書士法第42条) のである。

そこで、この調査に基づき、法務局長は司法書士を懲戒することになる。この場合には、職権で調査が行われ、それに基づいて懲戒がなされて、その顛末だけを法務局長から通知がなされるのである。(司法書士法施行規則第38条) 司法書士会が会員に対してその、「おそれ」を解消するように、自主的に抑止し、是正・回復すべきことを注意勧告して反省を迫り、その結果を報告すると、法務局長は、それをきっかけとして調査を開始し、懲戒に至るのである。これでは一体、どこに、自治統制機能が法的に担保されているといえるのだろうか。

(3) 《注意勧告の運用》^(注11)

月報司法書士に掲載された、平成16年8月から平成19年3月までの注意勧告（合計73件）及び懲戒処分（合計72件）を確認すると、注意勧告の制度が機能しつつある事を確認する事ができる。ただし、注意勧告を受けた事例の中には、懲戒処分の事例と一概に比較する事はできないが、あきらかに懲戒処分が妥当ではないか、と思えるものが認められる。注意勧告は司法書士法等に違反するおそれがあると認められる時に勧告する事ができるのであり、違反するおそれとは、「懲戒

事由が生じるおそれがある場合」が該当すると言われている。

違反するおそれなく明らかに違反している時に注意勧告する事ができるのか、厳格に解釈する必要が求められるが、安易に注意勧告をする事により懲戒処分逃れ、あるいは司法書士会は身内に甘いと誤解されない事が求められる。

(4) 《近年の注意勧告》^(注11)

近年の注意勧告は、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反した」ことを理由とする場合が多い。したがって、注意勧告を受けた後に懲戒処分を受ける例が増加してきている。むしろ、最近では、「注意勧告」は自主的事前懲戒処分と捉えられる傾向にある。

9、団体自治における自治統制機能としての自主的懲戒権^(注12)

《必要性》

司法書士の懲戒制度・注意勧告制度は、司法書士制度の根幹をなすものであり、これらの制度を充実・発展させる事が、国民の権利保全を遂行するために急務である。これらの制度の運用をあやまると司法書士制度が危機に瀕するとともに、国民の権利保全にも重大な影響が生じる。

国民の権利保全を安全・安心に行うためには、司法書士の懲戒制度及び注意勧告制度の整備とその運用の改善に不断の努力を払わなければならない。司法書士会員個人の非違行為が、プロフェッショナルな所属団体の存立・社会的信頼を危険にさらし、会員全体の、ひいては、資格制度全体の人格的信用まで疑わせることにつながることになる。

資格者制度に携わる者・国民にとって重要な事項であり、資格所属団体が自主的処分を行うことで、失墜した社会的信頼を回復することで国民に、「自らの過ちを自ら戒め処分する」という姿勢を示すべき責務がある。

一方で、資格者の視点からみると、明快か

つ強い透明性のある制度が必要であると考えられるが、現在の司法書士において考察すると、懲戒権者が法務局長になっており司法書士の視点において明快かつ強い透明性があるとは言えない。

「所感（東京司法書士会会報・1ページ・昭和28年6月20日）」において、法務省民事局長・村上朝一氏は「司法書士に対する一般的の監督が、昭和25年の司法書士法改正により廃止されたことは周知のところであるが、この事実は、司法書士の良識に対する国民の期待と信頼とを制度の上に端的に表明したものに外ならないのであって」と述べている。

つまり、公正で、誠実・有能な職務行為による国民の権利保全を司法書士に委ねた国は、司法書士が地道な活動を継続して開いてきた成果の結実として国民の期待・信頼を得て、一定の監督・業務権限を取得してきた経緯がある事を認識しているにもかかわらず、資格者団体に、本来あるべき自主的懲戒処分権限を認めていない。

司法書士の業務が国民の権利を国民の立場において、擁護するものである限り、公私を問わず如何なる権威・権力にも隸属してはならないのであって、司法書士の服すべき規範は、法及び法によって保障された資格者団体の自治権能によって規定され、統制されなければならない。

また、近年の司法書士業務の拡大により、簡易裁判業務及び成年後見業務などにおいて専門性を持たない法務局長による懲戒処分は、公正・妥当な処分を期待できない。つまり、資格者団体が自治統制機能としての懲戒処分権限を持つのが当然である。

10、現在の懲戒処分手続き^(注13)

現在の懲戒処分は、法令違反事実を法務局長が、依頼者からの懲戒請求がある場合又は司法書士会からの報告（司法書士法第60条・司法書士施行規則第41条）により知ることで調査が開始され、その調査報告を受け、（地

方) 法務局長が、「戒告」・「業務停止」・「業務禁止(法人の場合は解散)」を行う。

(1) 《調査の方法》

①法務局の長は、調査を司法書士会に委嘱することができる。

(司法書士法施行規則第41の2条・42条)
②法務局長による調査(司法書士法施行規則第42条)

③法務局職員による調査(司法書士法施行規則第42条)

法務局の長は、上記1・2・3の方法を同時に又はどちらかを選択できるが、もし、法務局が2・3のように自分達の調査だけに基づいて、司法書士会あるいはその綱紀委員会の頭ごしに懲戒処分をすることができるとなれば、司法書士会には、自主的な懲戒権限は全くないことになる。

司法書士会は官公庁の一部ではないし、法務局の一部でもない。国民の権利保全のための国法の運営の一翼を担う業務を行う司法書士の独立した自主・自治的な団体として「自治統制機能は、法的に担保されている」団体である。だからこそ、司法書士会の預かり知らないところで会員の懲戒事由の調査が行われ、それに基づき懲戒処分がなされるということは、現実になされることは、現実になされべきことではない。

つまり、法務局の調査は、綱紀委員会の調査が、意図的に進行を遅滞し、調査活動が適正に行われていないような合理的な場合に法務局自ら乗り出すことができることを保障した、補充的な調査と解釈すべきである。

(2) 《司法書士会は法務局の調査機関にすぎないか》

司法書士会(実際には綱紀委員会)は、法務局の委嘱により、調査を行う以上、懲戒事由の有無の正確な認識が求められ、そのための調査において資料の収集を行うが、それと同時進行で、その事実や証拠に対する評価が一体的に行われ、整理・分析・統合できる能力がなければ資料の収集自体ができない。

つまり、綱紀委員会は調査を行う上で実質的には、「使者の補助調査機関」ではなく、「代

理的代表調査機関」であると言える。

11、自主的懲戒処分手続の提案^(注14)

公正で、誠実・有能な職務行為による国民の権利保全を司法書士に委ねた国にとっても、委ねられた司法書士会にとっても、司法書士の誰でもが非違行為をした場合には、公平・適正な懲戒処分がなされなければならないことは、共通した願いであり、この両者で目標のために協同すべきであり、資格者団体にとって重要重大な事項である懲戒者処分権限を付与した場合の概要を提案する。

《懲戒処分についての提案》

(1) 懲戒処分の種類を、『戒告』『業務停止』『退会』『業務禁止(法人においては解散)』とする事。

(自然人の『業務停止』においても業務の一部の停止ができるものとする事。)

(2) 全ての懲戒処分において聴聞を行うものとする事。

(3) 懲戒処分権限について。

①法務局長は『業務禁止』とする事。

②各司法書士会に『戒告』、『業務停止』の権限を付与する事。

③日本司法書士連合会に『戒告』、『業務停止』、『退会』の権限を付与する事。

(4) 懲戒処分申し立て者は、該当司法書士の所属司法書士会に申し立てをする事。一定期間内に処理されない場合又は各司法書士会の処理に不服がある場合、理由書を添付して法務局長へ申し立てができるものとする事。

(5) 懲戒処分についての除斥期間を3年と定める事。

(6) 懲戒処分申し立てがされた場合、対象司法書士の所属する各司法書士会綱紀委員会が調査するものとする事。

法務局長へ懲戒処分申し立てがされた場合においても、法務局長による調査及び法務局職員による調査は、各司法書士会綱紀委員会が意図的に進行を逓

滞し又は調査活動が適正に行われていないような合理的の場合に行う調査とする事。

- (7) 各司法書士会が注意勧告を行った場合、懲戒処分権限者は一定期間懲戒処分を行う事ができないものとする事。

《日本司法書士連合会においての機関設置提案》

(1) 「不服審査委員会」

①日本司法書士連合会又は各単位会による懲戒処分についての不服申し立て機関。

②手続きの不備又は処分該当行為の妥当性に違議がある場合かつ被処分者による申し立てがあった場合に、手続審査委員会又は懲戒審査委員会に委嘱する決定及び申し立てを却下するか否かを決定する。

③手続審査委員会及び懲戒審査委員会に委嘱する必要がある場合、その旨を示して、最初に手続審査委員会に委嘱するものとする。

(2) 「手続審査委員会」

①懲戒処分手続適正確保のための審査機関。

②不服審査委員会より委嘱されたら、独自に調査を行い、日本司法書士連合会又は各単位会による懲戒処分が不適当だと判断された場合のみ受理する。

(つまり受理する場合は、必ず各単位会の懲戒委員会又は綱紀委員会に差し戻され、適正な手続きが実施される。)

(3) 「懲戒審査委員会」

①不服審査委員会処分の有無・処分該当行為の判断を目的とする司法書士の違反行為の評価機関。

(日本司法書士連合会又は各単位会による懲戒処分についての不服申し立てがない場合でも、非違行為について会員による照会ができる機関)

②不服審査委員会より委嘱されたら、独自に調査を行い、日本司法書士連合

会又は各単位会による懲戒処分が不適当だと判断された場合のみ受理する。(つまり受理する場合は、必ず懲戒処分が減輕される。)

(4) 「綱紀委員会」

①日本司法書士連合会による懲戒処分を行う場合の調査機関。

(5) 「懲戒委員会」

①各単位会の懲戒委員会による『退会』処分要請の判断又は日本司法書士連合会綱紀委員会の調査に基づき懲戒処分を行う機関。②「業務禁止」が妥当だと判断した場合、法務局長に「業務禁止」処分要請を行う機関。

《各司法書士会においての機関設置提案》

(1) 「綱紀委嘱委員会」

①懲戒処分申し立て窓口として綱紀委員会による調査を委嘱するか否か判断する機関。

(2) 「懲戒委員会」

①綱紀委員会による調査に基づき聴聞を実施し『戒告』及び『業務停止』を行う機関。

②綱紀委員会による調査に基づき聴聞を実施し、『退会』処分が妥当だと判断した場合は日本司法書士連合会懲戒委員会に『退会』処分要請を行い、『業務禁止』が妥当だと判断した場合、法務局長に『業務禁止』処分要請を行う機関。

12. 終わりに

有賀学先生・相馬計二先生・蛭町浩先生・山城崇夫先生(50音順)には、資料集めに始まり、貴重なアドバイスをいただき大変感謝している事を表記させていただきます。

註

(注1) 月報司法書士(2008年12月号)23頁

- から 27 頁
- (注 2) 注釈司法書士倫理（司法書士倫理研究会）6 頁から 28 頁
月報司法書士（2003 年 4 月号）30 頁から 34 頁
- (注 3) 注釈司法書士倫理（司法書士倫理研究会）196 頁から 214 頁
〔司法書士の訴訟関連業務と倫理（中央大学法科大学院・弁護士 升田純）〕
月報司法書士（2008 年 5 月号）46 頁から 50 頁
- (注 4) 登記研究 717 号 72 頁から 73 頁
月報司法書士（2007 年 9 月号）21 頁から 26 頁
月報司法書士（2008 年 11 月号）34 頁から 40 頁
- (注 5) 月報司法書士（2008 年 11 月号）34 頁から 40 頁
司法書士裁判外和解と司法書士代理の実務（司法書士簡裁代理研究委員会編）113 頁から 121 頁
- (注 6) 東京司法書士会史（昭和 39 年法改正専門委員会答申（真崎答申））665 頁から 672 頁
- (注 7) 論説 司法書士の懲戒（弁護士懲戒との比較）鈴木重勝 9 頁から 14 頁
東京司法書士会史（民主社会における法と司法書士の自治 宮原豊）498 頁から 502 頁
東京司法書士会史（東京司法書士会史編纂ヒアリング 相馬計二）468 頁から 477 頁
- (注 8) (法務省ホームページ・規制緩和推進 3 カ年計画の改定作業状況（中間公表）)
- (注 9) 司法書士裁判外和解と司法書士代理の実務（司法書士簡裁代理研究委員会編）116 頁から 118 頁
東京司法書士会史（昭和 53 年司法書士法の改正点と残された課題）738 頁から 752 頁
- (注 10) 論説 司法書士の懲戒（弁護士懲戒との比較）鈴木重勝 1 頁から 3 頁
- (注 11) 司法書士裁判外和解と司法書士代理の実務（司法書士簡裁代理研究委員会編）113 頁から 121 頁
- (注 12) 東京司法書士会史（昭和 39 年法改正専門委員会答申（真崎答申））665 頁から 672 頁
東京司法書士会史（所感法務省民事局長 村上朝一）727 頁から 728 頁
- (注 13) 論説 司法書士の懲戒（弁護士懲戒との比較）鈴木重勝 16 頁から 24 頁
- (注 14) 平成 21 年度運動方針・組織・事業活動方針（案）（日本司法書士政治連盟）16 頁
論説 司法書士の懲戒（弁護士懲戒との比較）鈴木重勝 1 頁から 5 頁
東京司法書士会史（昭和 39 年法改正専門委員会答申（真崎答申））665 頁から 672 頁
東京司法書士会史（昭和 60 年司法書士法改正）777 頁から 794 頁
東京司法書士会史（東京司法書士会定期総会における挨拶 東京法務局長 鈴木信次郎）728 頁から 729 頁

【参考文献】

- 日本司法書士連合会 月報発行委員会 編集『月報司法書士』
- 東京司法書士会『東京司法書士会史 上 下』
- 株式会社ティハン『登記研究』
- 司法書士制度研究部会 答申書『司法書士の将来像』
- 日本司法書士連合会 司法書士制度審議会 答申書『司法書士の夢ある明日を目指して』
- 法務省ホームページ 民事局第三課『資格者の懲戒処分権』
- 河合芳光・小林昭彦 著『注釈 司法書士法（第 3 版）』
- 日本司法書士連合会 編『簡裁訴訟代理関係業務の手引き』
- 司法書士簡裁代理研究委員会 編『司法書士 裁判外和解と司法書士代理の実務』
- 司法書士倫理研究会 編『注釈 司法書士倫理』